

令和3年第9回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

- 1 開催日時 令和3年9月21日（火） 午前9時30分～10時30分
- 2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室
- 3 出席農業委員（10名）

1 番 豊 増 文 夫	2 番 坂 元 兼 一
3 番 山 内 美千代	4 番 前 野 浩 司
5 番 田 畑 和 成	6 番 赤 崎 敬一郎
7 番 小 西 義 彦	8 番 南 原 奈美子
9 番 吉 留 義 晃	10 番 池 山 準 一

出席推進委員（7名）

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 1 2 番 甫立 浩二 | 1 4 番 山崎 博文 | 2 1 番 濱田 誠 |
| 2 2 番 徳留 伸一 | 2 5 番 栗野 一三 | 3 1 番 下境田 公治 |
| 3 3 番 肝付 兼久 | | |

※ 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、鹿児島県全域がまん延防止等重点措置の適用を受けていることから、感染予防対策として出席者数を制限するために議案に係りのある農地利用最適化推進委員のみの出席とした。

職員（6名）

- | | |
|-------------|---------|
| 事務局長 | 出 水 隆 |
| 局長補佐兼農地係長 | 松 山 明 浩 |
| 農地係主幹 | 山 下 順 子 |
| 農地係主事 | 上 西 雅 人 |
| 農政課農業振興係主事 | 永 江 優 理 |
| 農地中間管理事業推進員 | 外川内 勉 |

- 4 欠席農業委員（一名）
- 5 会次第
 - (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について (2件)
 - (2) 議案第2号 農地法第4条申請について (1件)
 - (3) 議案第3号 農地法第5条申請について (2件)
 - (4) 議案第4号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について (1件)
 - (5) 議案第5号 農用地利用集積計画について (18件)
 - (6) 議案第6号 非農地証明願について (3件)
 - (7) その他
- 6 その他

事務局長	ただ今から令和3年第9回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、全員の出席で定足数に達しており、総会は成立しております。 なお、推進委員につきましては、先月の総会と同様に感染予防対策として出席者の人数を制限するために議案に係りのある推進委員のみの出席という措置をとりました。 したがって、本日の出席推進委員は、12番 甫立委員、14番 山崎委員、21番 濱田委員、22番 徳留委員、25番 栗野委員、31番 下境田委員、33番 肝付委員の以上7名の方に出席をいただきました。 以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。議事録署名者は、 4番 前野浩司委員、5番 田畑和成委員をお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1ページ議案第1号「農地法第3条許可申請について」の9-1番、2番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
事務局	議案第1号「農地法第3条許可申請について」 【9-1】所在：久富木 []，地目：田，農振農用地区域内，面積920 m ² ，所在：久富木 []，地目：田，農振農用地区域内，面積1115 m ² ，所有権移転の贈与 【9-2】所在：広瀬 []，地目：田，農振農用地区域内，面積1136 m ² ，所有権移転の贈与 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。9-1番をお願いします。
21番委員	9-1番について説明します。 []さんと[]さんは姉弟でして[]さんはこちらに帰ってくる予定がないとのことで、姉である[]さんに贈与するということです。土地に関しましては綺麗に区画されており、境界等ははっきりしていました。

議長 9-2 番お願いします。

14 番委員 9-2 番について説明します。
譲渡人である■■■■■さんは■■■■■を営われております。譲受人の■■■■■
■さんは■■■■■さんの親戚とのことです。■■■■■さんによると、労力が足りず、
手が行き届かないということで今回の申請に至ったとのことです。
圃場の場所は、■■■■■さんの向かい側の川沿いで、境界、進入路
ともに何ら問題はありませんでした。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 9-1 番、2 番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 9-1 番、2 番は、許可することに決定いたします。

次に、2 ページ議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」の 9-1 番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」について
【9-1】所在：二渡■■■■■，地目：畑，農振農用地区域外 447 m²，
地種：第 2 種農地，形態：転用，用途：一般住宅用地，施設：一般住宅，
申請理由：一般住宅を建築したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。9-1 番お願いします。

22 番委員 9-1 について説明します。
近隣との立会をされて、境界等しっかり杭を打ってありました。排水等は町道に面していますので、町道側溝に流す予定であります。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」の9-1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」の9-1番については、許可することに決定いたしました。

次に、3ページ議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-1番を議題といたします。なお、4ページ議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の1番は、関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明

【9-1】所在：神子[]，地目：畑，農振農用区域内，644㎡，農振除外されれば第1種農地と判断，形態：転用，用途：太陽光発電所用地，施設：太陽光発電所，施設面積277.458㎡，申請事由：申請地を譲り受け（売買），太陽光発電所を設置したい。

申請内容を審査したところ，申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し，提案するものであります。

関連して，4ページ利用計画変更申請調書について説明

議長

ただ今の議案説明に関連しまして，担当推進委員の方から，補足説明をお願いします。9-1番お願いします。

25番委員

9-1について説明します。

申請地は，北側は畑，南側は農場，東側は道路に囲まれています。

雨水については，自然流下，地下浸透です。また農道の反対側には受人の会社の太陽光発電設備がありますが，先日の大雨でも問題なかったようです。地形的に雨で水害になるような場所ではないところで，境界もはっきりしていました。

議長

次に，農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

総合意見としまして，許可相当。なお，申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について，ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農地法第5条

許可申請について」の 9-1 番について、農振除外を条件として許可することに賛成の方、併せて議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-1 番については、農振除外を条件として許可することに決定いたしました。

また、議案第 4 号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について」の 1 番は、農振除外を承認することを決定いたします。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-2 番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」説明

【9-2】所在：虎居 [REDACTED]，地目：畑，農振農用区域外，52 m²，
所在：虎居 [REDACTED]，地目：畑，農振農用区域外，99 m²
地種：第 2 種農地，形態：転用，用途：進入路用地，施設：進入路，申請
事由：申請地を譲り受け（売買），自宅への進入路を設置したい。

申請内容を審査したところ，申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し，提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして，担当推進委員の方から，補足説明をお願いします。

12 番委員

説明します。譲受人が現在使用している宅地への進入路は非常に道幅が狭く，緊急車両等が進入できないなど多少不便なところがあります。今回，宅地への進入路として申請地を譲受，進入路の建設を計画したものです。現地は国土調査の成果を基に分筆をして購入希望地を色つきのテープなどで明確に示してあり，特に留意するようなことはありませんでした。

議長

次に，農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局

農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

総合意見としまして，許可相当。なお，申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について，ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 9-2 番については，許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の9-2番については、許可することに決定いたしました。

次に、7ページ議案5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転9-1を議題といたします。

5ページ利用計画書、総括表を含めて、事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(山下)

議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転の5ページ利用計画書から7ページ9-1番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転9-1番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の所有権移転9-1番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の8ページ総括表について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の8ページ総括表について説明

議長

それでは、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定を議題といたします。

本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が5件ありますので、その案件を先に審議いたします。

まず初めに11ページ9-6番から8番を議題といたします。

委員の退室をお願いします。{委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の11ページ、9-6番から8番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9-6番から8番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定9-6番から8番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、13ページ 議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定9-9番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の13ページ、9-9番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9-9番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定9-9番については、妥当とすることに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

次に、15ページ 議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定9-14番を議題といたします。

■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の15ページ、9-14番について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9-14番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定9-14番については、妥当とすることに決定いたします。

委員の入室をお願いします。{委員入室}

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9ページから17ページの農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の9ページから17ページの農業委員に関わる案件以外の案件(15件)について朗読及び説明

議長

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の貸借権設定の農業委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。

次に、18ページ議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局

議案第6号「非農地証明願について」説明

【9-1】求名 ほか、田2筆・畑2筆 3052 m²、判定地目：原野

【9-2】中津川 ほか、田1筆 883 m²、判定地目：原野、

【9-3】虎居 ほか、畑2筆 44 m²、判定地目：宅地、雑種地

議長

ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果をお願いします。9-1番をお願いします。

31番委員

9-1の畑2筆については、西側が山で急傾斜地であり、雑木、竹等が生えており原野と判断しました。田2筆については、急傾斜地で形状も悪く、ススキやセイタカアワダチソウが生い茂っており、数年耕作者が無く、今後も無いと思われることから非農地、原野と判断しました。

議長

9-2番をお願いします。

33番委員

資料をご覧ください。地図で見ますと結構いい場所のように思えます。T字交差点のところで、道路を挟んだ南側、東側は整地された田であります。北側、西側は住宅地となっています。現地は、道路の側溝よりも田の方が低いため、排水も悪い田んぼで、耕作しても機械が昔から沈んでしまうような農地のようなようです。そういう理由で、なかなか借り手もいらっしゃ

らない状況です。嵩上げをすればいいのではということもあるのですが、所有者は高齢であるため、そこまでの意欲もないとのことでした。そういう理由で、非農地、原野と判断しました。

議長 9-3 番お願いします。

12 番委員 9-3 について説明します。申請人が前回購入しました空家に付随していた農地で、申請地は県道の拡幅工事によって補償工事で建設された宅地への進入路であります。工事後に行われた地籍調査の際に誤って現況の地目に登記されたようであるとのことでした。現地は、分筆を予定されていて、プラスチック杭で範囲を表示されていました。申請の許可があった場合には、それぞれ、宅地、雑種地で登記されるとのことでした。なお、現地は拡幅工事の際にコンクリート舗装をされていますので、許可後にそれぞれの地目で登記されるのは間違いないと思われま。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

6 番委員 非農地は仕方ないと思うのですが、9-2 ですが、道路の三差路であり見通しは、どんな状況なのでしょう。原野となった場合、車の通行には問題ないのでしょうか。

33 番委員 現地については、近くの方が畔回りは草刈りをされており、通行には差し支えないと思われま。見通しも問題ないと思いま。

議長 見通しが悪いということはないとのことでしたがよろしいですか。

6 番委員 はい。

議長 ほかにございませんか。

12 番委員 農振担当にお伺いましますが、9-1 の 4783 番 2 は農振区域内とのことではありますが、農振除外をしないでそのまま非農地として許可となれば、農用地以外の地目に登記されると思いまりますが、それで大丈夫なのでしょう。

農振担当者 申請がないと農振除外はできないので、個別で申請いただくか、どのような方法があるのか、県の担当者にも確認してみま。

議長 県の方に確認するということ。その後報告をするとのこと。

事務局 農振のことについては、農振担当が申し上げたとお。非農地証明が出れば、その証明書をもって地目が変わることになりますが、それによって農振まで変えることではないです。ですから、担当が申しあげましたとお。申請人若しくはその土地を購入された方が農振除外を申請されることとなります。

12 番委員 農振地域というのは、そもそも農用地だけではなく、それに付随している道水路なども含まれて農振地域とくくりをしてある。今後また土地改良事業をされたところの筆がそれぞれ農用地、非農地として申請があればそ

れに付随している道路水路はすべて農振地域として残ると非農地のところに農用地が残るという状況が生まれてくると思うのです。過去に薩摩地区で圃場整備をしたところが、一字全部、土地改良区域の除外をしてほしいという申請が、私が現職の時にありました。それに付随している道路、水路もあるのですがそちらについての申請は全くなくて、農用地だけを除外してくれ、という申請もありましたが、そのような取扱について、農振担当者の説明をお願いしたい。

農振担当者 私も勉強不足でよく分かっていなくて、道路とか付随してくるということなので、非農地判断をされた後にどのような対応をすればよいのか、来月の総会時に回答できるよう、確認をしておきます。

議長 このようなことでよろしいでしょうか。

12 番委員 はい。

議長 ほかにございませんか。
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 6 号「非農地証明願
いについて」は妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 6 号「非農地証明願いについて」は、妥当とすることに決定いたします。なお、委員から質問のあったことにつきましては、次の総会時に報告をしていただきたいと思います。

次に、議案第 7 号「その他」を議題といたします。委員の皆様から議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。
無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。
次に、6 のその他で、事務局より事務連絡はありませんか？

事務局 (事務局より連絡事項あり)
・第 1 種農地の不許可の例外の許可判断について (説明)
・非農地パトロールについて

議長 ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和 3 年第 9 回総会の全てを終
了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長 全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上，会議の顛末を記載し，相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員